



小野寺防衛大臣沖縄訪問

(関連記事 2～7 面)



小野寺防衛大臣は、4月6日、前日（4月5日）に日米間で合意した嘉手納以南の土地の返還に係る「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」について説明するため、沖縄を訪問しました。

小野寺大臣は、那覇市内にて仲井眞沖縄県知事と面談（中央写真）した後、佐喜眞宜野湾市長のご案内で、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区を訪れました。その後、沖縄防衛局にて嘉手納飛行場を視察（右下写真）した後、統合計画に係る関係市町村長等と面談しました。

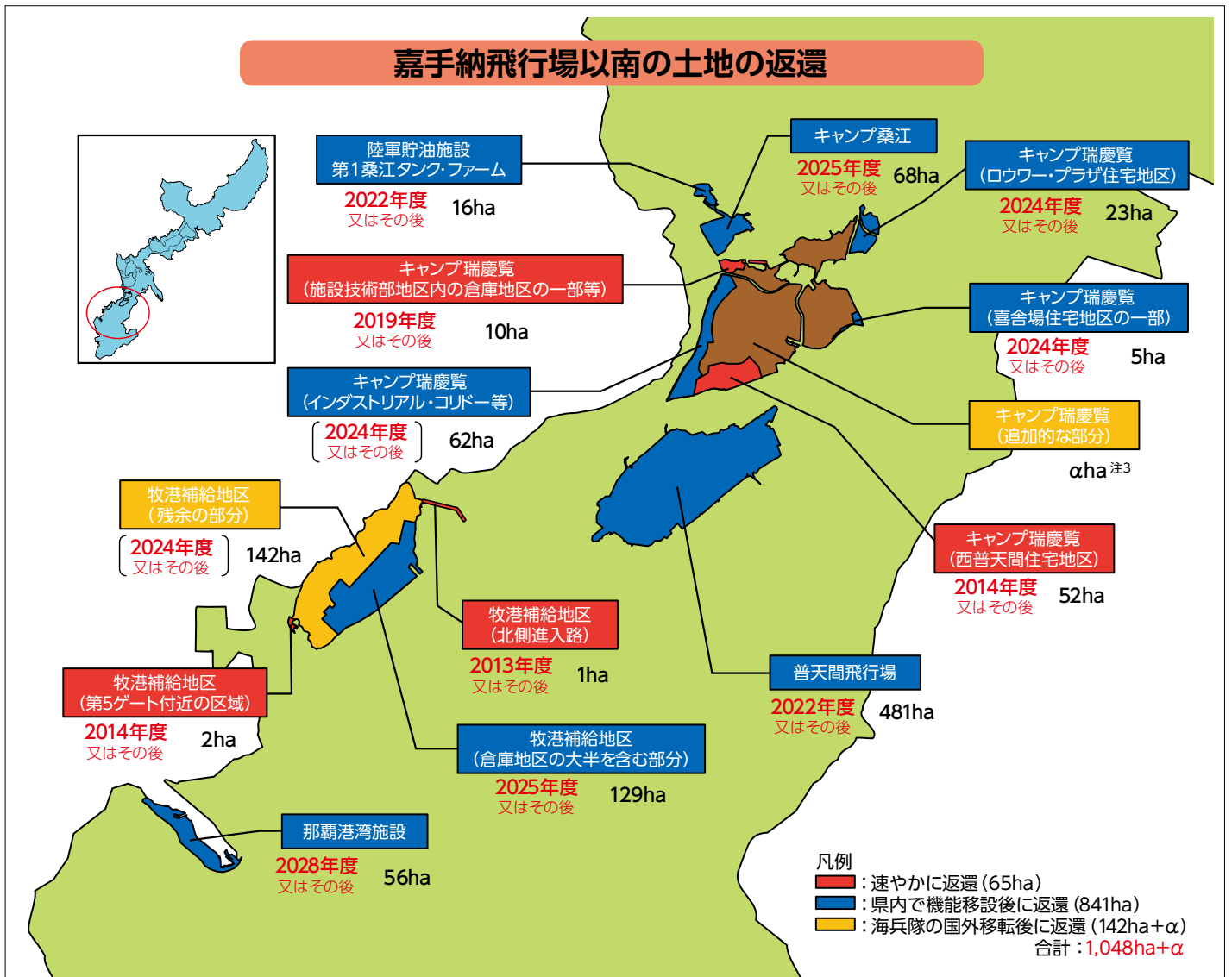
目次	CONTENT
小野寺防衛大臣沖縄訪問…………… 1	県内企業の工事受注機会拡大の施策と平成 24 年度実績 …… 10
沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の概要…………… 2	沖縄防衛局発注工事に係る勉強会について…………… 11
嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）の結果… 7	平成 24 年度補正予算の工事発注に係る説明会について …… 11
嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況について… 8	キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する協議会の開催…………… 12
第 5 高射群（沖縄県）へのペトリオット PAC-3 の配備…………… 9	

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の概要

日米両政府は 4 月 5 日（金）、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表しました。統合計画は、抑止力を維持し地元への米軍の影響を軽減する米軍再編の一環として、平成 18 年 5 月の日米安全保障協議委員会（SCC）文書「再編の実施のための日米ロードマップ」において全面的又は部分的な返還が検討されることとなった嘉手納飛行場以南の 6 施設・区域について、平成 24 年 4 月の SCC 共同発表の 3 つの区分に従い、それぞれの区域ごとに返還のための条件や手順等に加え、返還時期を示したものです。

人口が集中する区域にある相当規模の土地（約 1,048 ヘクタール）の返還に向け具体的な道筋が明確化されました。

当局としましては、今後、統合計画の実施に当たっては、引き続き、地元の皆様のご意見をお聞きし、その御意向に配慮しつつ、沖縄の負担軽減に向け、精力的に取り組んで参ります。



注 1 : 時期及び年度は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。さらに、括弧が付された時期及び年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるものの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。従って、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。

2 : 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。

3 : 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

必要な手続きの完了後に速やかに返還可能となる区域

1 キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区

- ①返還区域：約 52 ヘクタール
- ②返還時期：返還のための必要な手続きの完了後、2014 年度（日本国の平成 26 会計年度）又はその後に返還可能。

2 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路

- ①返還区域：約 1 ヘクタール
- ②返還時期：返還のための必要な手続きの完了後、2013 年度（日本国の平成 25 会計年度）又はその後に返還可能。

3 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第 5 ゲート付近の区域

- ①返還区域：約 2 ヘクタール
- ②返還時期：返還のための必要な手続きの完了後、2014 年度（日本国の平成 26 会計年度）又はその後に返還可能。

4 キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内の倉庫地区の一部

- ①返還区域：約 10 ヘクタール
- ②返還条件：海兵隊コミュニティサービスの庁舎（管理事務所、整備工場、倉庫等を含む。）のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2019 年度（日本国の平成 31 会計年度）又はその後に返還可能。

沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

1 キャンプ桑江（キャンプ・レスター）

- ①返還区域：約 68 ヘクタール（全面返還）
- ②返還条件：
 - ・海軍病院及び中学校のキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）への移設。
 - ・沖縄住宅統合（OHC）の下での家族住宅（375 戸）のキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）への移設。

注：沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の下での OHC 計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている 56 戸に加えて、家族住宅約 910 戸（整備区域において撤去される住宅の代替を含む。）を建設する。
- ③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2025 年度（日本国の平成 37 会計年度）又はその後に返還可能。

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)

(1) ロウワー・プラザ住宅地区

①返還区域：約23ヘクタール

②返還条件：OHCの下での家族住宅(102戸)のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。

注：SACOの下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸(整備区域において撤去される住宅の代替を含む。)を建設する。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。

(2) 喜舎場住宅地区の一部

①返還区域：返還区域は、約5ヘクタール。

注1：返還区域は、地元の要請に基づき、SACO最終報告で合意された区域から修正されている。

注2：SACOの下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸(整備区域において撤去される住宅の代替を含む。)を建設する。

②返還条件：OHCの下での家族住宅(32戸)のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。

(3) インダストリアル・コリドー

①返還区域：約62ヘクタール

②返還条件：

- ・陸軍倉庫のトリイ通信施設への移設。
- ・スクールバスサービス関連施設の嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設。
- ・海兵隊輸送関連施設等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・リサイクルセンター等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・コミュニティ支援施設等のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。
- ・海兵隊航空支援関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・海兵隊通信関連施設のキャンプ・コートニーへの移設。
- ・海兵隊後方支援部隊の日本国外の場所への移転。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。

(注) インダストリアル・コリドー南側部分の返還をできる限り早期に行う取組を、段階的返還を考慮することにより行う。

3 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分

①返還区域：約 129ヘクタール

②返還条件：

- ・陸軍倉庫のトリイ通信施設への移設。
- ・国防省支援機関の施設の嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設。
- ・海兵隊の倉庫、工場等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・海兵隊郵便局等のキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）への移設。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2025年度（日本国の平成37会計年度）又はその後に返還可能。

4 那覇港湾施設

①返還区域：約 56ヘクタール（全面返還）

②返還条件：那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区に建設される約 49ヘクタールの代替施設（追加的な集積場を含む。）への移設。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2028年度（日本国の平成40会計年度）又はその後に返還可能。

5 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

①返還区域：約 16ヘクタール（全面返還）

②返還条件：

- ・普天間飛行場の運用支援施設・機能のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・嘉手納飛行場の運用支援施設・機能の陸軍貯油施設第2金武湾タンク・ファームへの移設。
- ・管理棟及び車両燃料ポイントの陸軍貯油施設第2桑江タンク・ファームへの移設。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2022年度（日本国の平成34会計年度）又はその後に返還可能。

6 普天間飛行場

①返還区域：約 481ヘクタール（全面返還）

②返還条件：

- ・海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、必要に応じ、実施。
- ・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善。
- ・地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞及び関連する諸問題の発生の回避。
- ・隣接する水域の必要な調整の実施。
- ・施設の完全な運用上の能力の取得。
- ・KC-130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2022年度（日本国の平成34会計年度）又はその後に返還可能

海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所へ移転するに伴い、返還可能となる区域

1 キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分

マスタープランの作成過程における優先事項は、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び日米安全保障条約の下で効果的かつ効率的な基地であり続けることを引き続き確保することである。日米両政府は、米軍による地元への影響を軽減するため、移設に係る措置の順序を含むこの統合計画を、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の最終的な在り方を決定することに特に焦点を当てつつ、作成した。この取組においては、見直された海兵隊の部隊構成により必要とされるキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）における土地の使用について検討し、また、沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響は、この取組に影響する。

2012年4月27日のSCC共同発表においては、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の残りの施設とインフラの可能な限りの統合が図られること及び米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、キャンプ瑞慶覧の追加的な部分が返還可能となることが述べられている。日米両政府は、この統合計画の作成過程において、この統合計画に示されたキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分の返還を特定し、合意した。また、インダストリアル・コリドーに隣接する区域については、沖縄に残る施設・区域のマスタープランの作成過程を通じて、追加的な返還が可能かどうかを特定するために検討される。米国政府は、現行の地位協定の義務に従って、この統合計画の公表後に地位協定の目的のために必要でないことが明らかになったキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設・区域を返還することに引き続きコミットする。

2 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分

①返還区域：約142ヘクタール（全面返還）

②返還条件：

- ・海兵隊管理棟等のキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）への移設。
- ・米軍放送網（AFN）の送信施設のキャンプ・コートニーへの移設。
- ・日本国外の場所に移転する部隊を支援する機能の解除。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続が完了し、海兵隊の国外移転完了後、2024年度（日本国の平成36会計年度）又はその後返還可能。

追加的な土地の返還区域

1 キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の白比川沿岸区域

①返還区域：約0.4ヘクタール

注：白比川沿岸区域については、2012年4月27日のSCC共同発表の時点では返還が合意されていなかったが、地元の要請に基づく追加的な土地の返還区域とすることとする。

②返還条件：海兵隊コミュニティサービスの庁舎（管理事務所、整備工場、倉庫等を含む。）のキャンプ・ハンセンへの移設。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2019年度（日本国の平成31会計年度）又はその後返還可能。

2 キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー南側部分に隣接する区域

①返還区域：約0.5ヘクタール

注：インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区については、2012年4月27日のSCC共同発表の時点では返還が合意されていなかったが、追加的な土地の返還区域とすることとする。

②返還条件：インダストリアル・コリドーに所在する下記の施設等の移設。

- ・ 陸軍倉庫のトリイ通信施設への移設。
- ・ スクールバスサービス関連施設の嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設。
- ・ 海兵隊輸送関連施設等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ リサイクルセンター等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ コミュニティ支援施設等のキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）内への移設。
- ・ 海兵隊航空支援関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 海兵隊通信関連施設のキャンプ・コートニーへの移設。
- ・ 海兵隊後方支援部隊の日本国外の場所への移転。

③返還時期：返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度（日本国の平成36会計年度）又はその後に返還可能。

嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）の結果

1 調査目的について

沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺住民等から、「日頃から外来機が飛来し訓練を行っているため騒音が増加している」、あるいは「平成18年5月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため騒音が増加し負担軽減が実現されていない」との御指摘を受けていることを踏まえ、同飛行場における外来機の飛来状況等について、平成22年4月から部外委託により目視調査を実施しています。

2 平成24年度調査結果（離着陸等回数）について

区分	調査年度	常駐機と考えられる航空機			外来機と考えられる航空機			判別困難な航空機	合計
		戦闘機	戦闘機以外	小計	戦闘機	戦闘機以外	小計		
離着陸等回数	平成24年度	9,867回	17,259回	27,126回	4,583回	5,367回	9,950回	34回	37,110回
	平成23年度	9,720回	15,601回	25,321回	4,794回	5,826回	10,620回	19回	35,960回
	平成22年度	13,067回	17,726回	30,793回	7,692回	6,358回	14,050回	57回	44,900回
1日当たり平均回数	平成24年度	27.4回	47.9回	75.3回	12.7回	14.9回	27.6回	0.1回	103.0回
	平成23年度	26.7回	42.8回	69.5回	13.2回	16.0回	29.2回	0.1回	98.8回
	平成22年度	35.8回	48.6回	84.4回	21.1回	17.4回	38.5回	0.2回	123.0回
割合	平成24年度	26.6%	46.5%	73.1%	12.3%	14.5%	26.8%	0.1%	100.0%
	平成23年度	27.0%	43.4%	70.4%	13.3%	16.2%	29.5%	0.1%	100.0%
	平成22年度	29.1%	39.5%	68.6%	17.1%	14.2%	31.3%	0.1%	100.0%

※計数は四捨五入しているため符合しないことがある

調査結果の詳細については、当局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>) に掲載しています。

3 目視調査結果の活用について

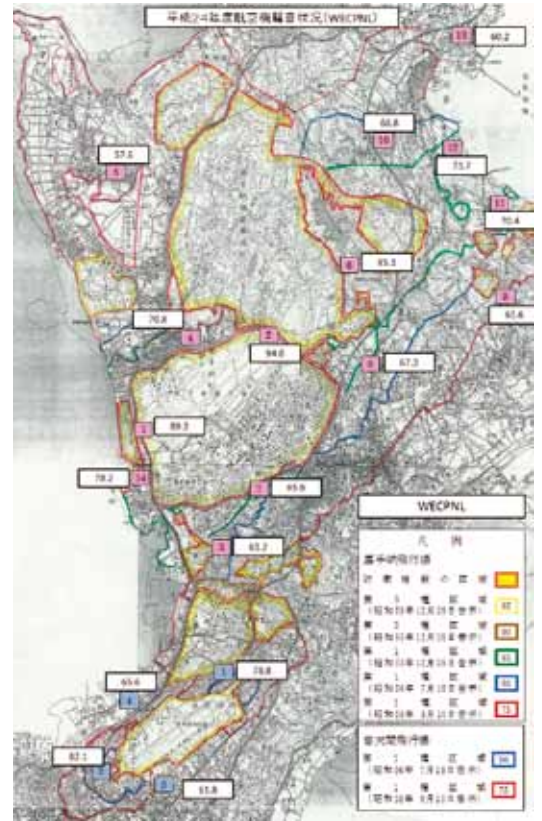
平成24年度目視調査の結果については、1年間（平成24年4月3日から平成25年3月28日、午前6時から午後6時まで）の調査を終え、本年4月に公表しました。当局としては、平成25年度においても、調査を継続してデータの蓄積を行い、嘉手納飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音問題等に関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用したいと考えております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況について

当局は、嘉手納飛行場の滑走路両端 2 箇所及び同飛行場周辺 12 箇所の計 14 箇所、並びに普天間飛行場周辺の滑走路両端付近 2 箇所を含む同飛行場の東西南北の計 4 箇所に航空機騒音自動測定装置を設置し、常時、騒音の発生状況及びその変化の把握に努めているところであります。

平成 24 年度航空機騒音状況として各測定点の WECPNL は右図のとおりです。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置以降の騒音状況の推移は、下図及び左図のとおりです。なお、測定結果の詳細については、当局のホームページに掲載し、ご案内しております。



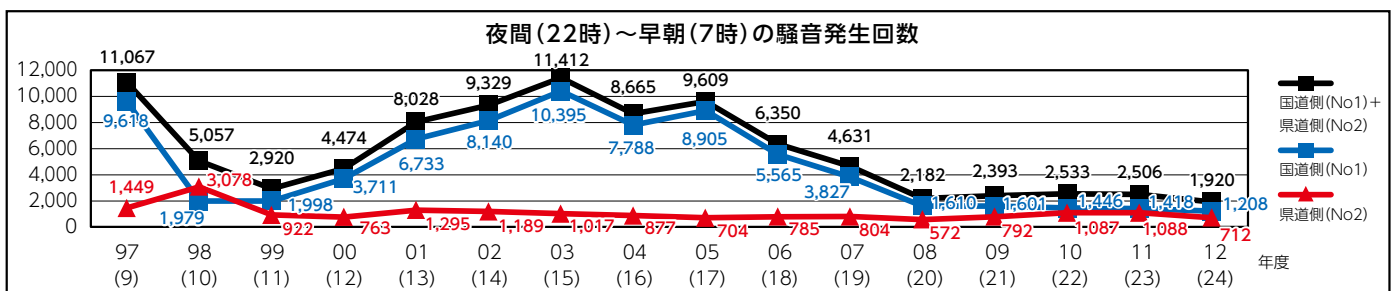
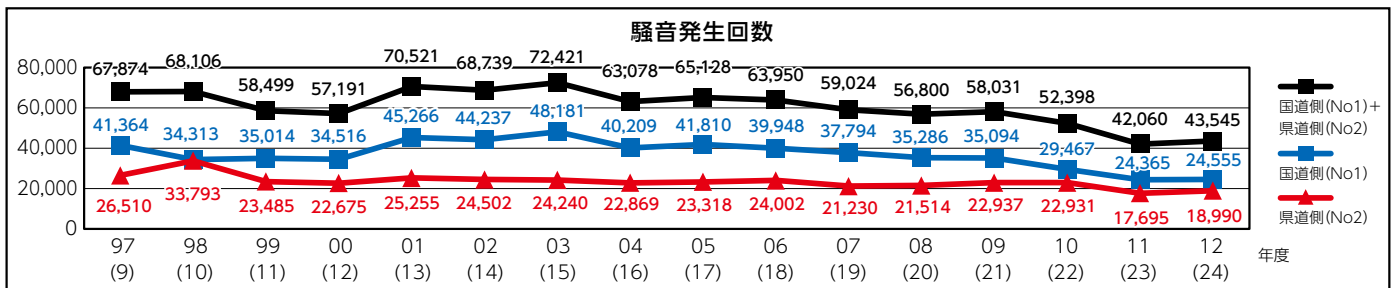
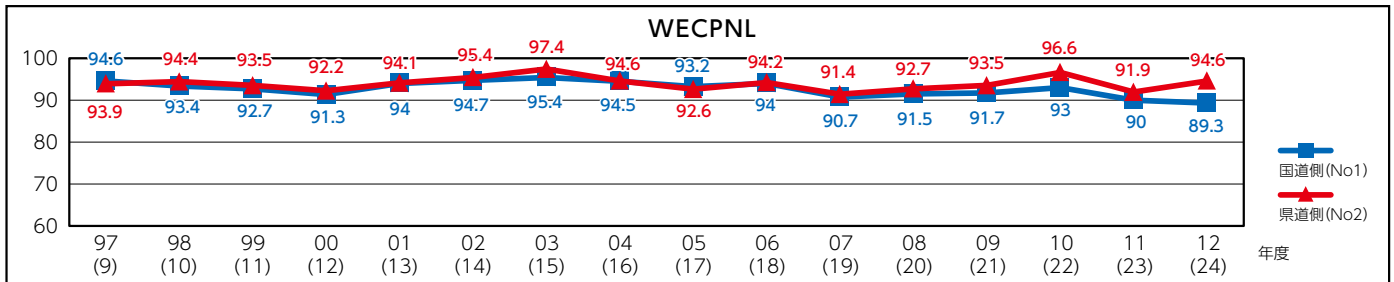
当局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)

※ WECPNL は、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価平均感覚騒音レベル) の略で、音響の強度 (dB(A): デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量 (総暴露量) を 1 日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO (国際民間航空機構) で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

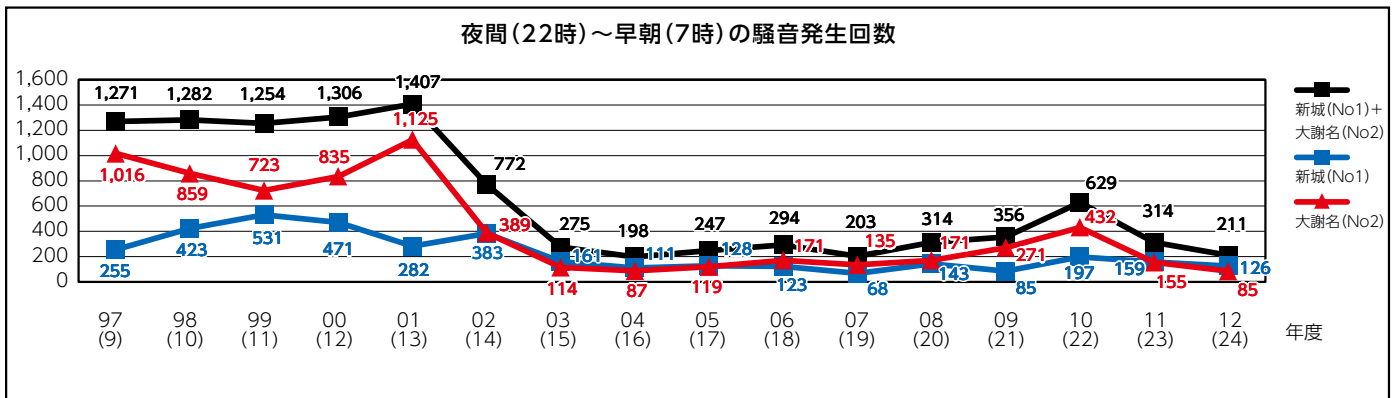
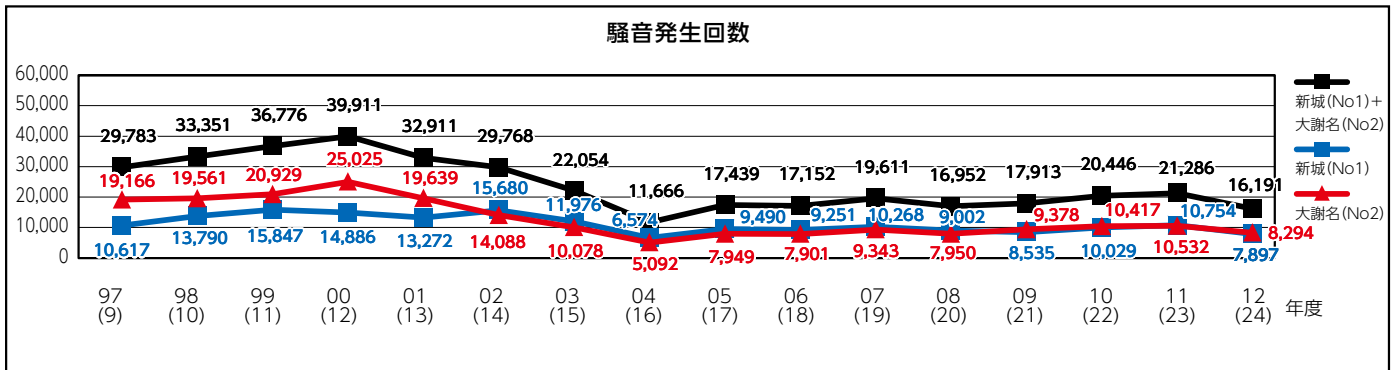
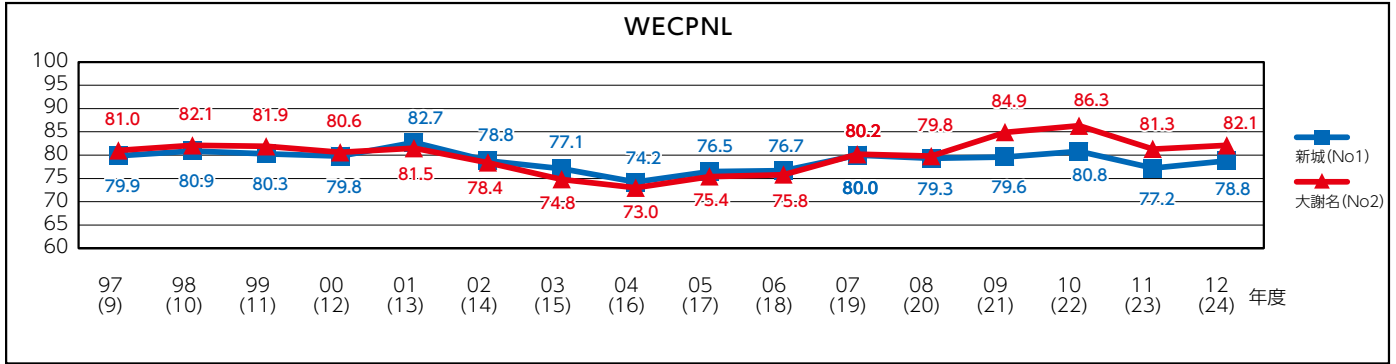
この評価方法は、環境省告示の「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年環境省告示第 154 号) において、同単位を用いて環境基準を定めています。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置以降の騒音状況の推移

嘉手納飛行場



普天間飛行場



第 5 高射群 (沖縄県) へのペトリオット PAC-3 の配備

防衛省は、平成 23 年度予算により第 5 高射群（沖縄県）の 1 個高射隊に PAC - 3 を平成 26 年度末までに配備することとしておりましたが、昨年（平成 24 年）の北朝鮮によるいわゆる「人工衛星」と称するミサイル発射も踏まえ、高射教導隊（浜松）に配備されている PAC - 3 器材を配置換えし、同高射群の第 17 高射隊（那覇）及び第 18 高射隊（知念）に配備することとしました。

PAC - 3 器材については、4 月 18 日、各高射隊への配備を完了いたしました。



(ペトリオット PAC - 3)

県内企業の工事受注機会拡大の施策と平成 24 年度実績

防衛施設の建設工事の発注につきましては、原則として一般競争入札とし、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮する総合評価落札方式を適用しています。

県内企業の受注機会拡大の施策としましては、一定額未満の工事について地域評価型の総合評価落札方式を採用し、地域への貢献度を評価項目とするなどのほか、分離・分割発注の検討、競争参加資格の緩和等を実施しているところです。

沖縄防衛局の平成 24 年度における工事契約実績は、総契約件数 75 件、総契約金額約 158 億円でした。このうち、県内企業の契約実績は、件数で 63 件、金額で約 92 億円となっており、前年度より件数で 2 件、金額で約 10 億円増えています。

県内企業の受注率は前年度に比較して低下していますが、この要因としては、大規模な隊舎、格納庫等の工事で政府調達に関する協定により、総合評価落札方式において、地域への貢献度等を評価項目とすることができない工事の割合が大きかったことによるものと考えられます。

なお、WTO 基準額未満の工事では、件数で約 90%、金額で約 82%と前年度と同様に高い水準を維持しています。これは、当局が実施している県内企業の工事受注機会拡大の施策が効果を現したものと考えています。

また、平成 24 年度の県内企業の入札参加総数は、延べ 522 社（工事 1 件当たり平均約 7 社）でした。

当局としましては、今後とも引き続き関係法令の枠組みの中で、県内企業の受注機会拡大に努めて参ります。県内企業の皆様の積極的な入札参加に期待しております。

(参考) 過去 3 年間における建設工事受注実績

区分		平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		県外企業	県内企業	計	県外企業	県内企業	計	県外企業	県内企業	計
契約件数 (件)	総契約件数	11	37	48	8	61	69	12	63	75
	県内企業の受注率 (%)	77%			88%			84%		
	WTO 基準額未満の工事	8	35	43	6	61	67	7	62	69
	県内企業の受注率 (%)	81%			91%			90%		
契約金額 (億円)	総契約額	39	38	77	32	82	114	66	92	158
	県内企業の受注率 (%)	49%			72%			58%		
	WTO 基準額未満の工事	25	36	61	13	82	95	19	85	104
	県内企業の受注率 (%)	59%			86%			82%		

注：県内企業を含む建設共同企業体（JV）は、件数を県内に含め金額を出資比率で按分。

沖縄防衛局発注工事に係る勉強会について

去る 3 月 8 日、宜野湾市役所において沖縄防衛局の一般競争・総合評価落札方式にかかる勉強会が開催されました。

当局は、宜野湾市商工会及び宜野湾市からの要請を受け、高木調達部長ほか調達部各課及び総務部契約課の担当者が説明者として勉強会に出席しました。

冒頭の挨拶で、宜野湾市の佐喜眞市長は、宜野湾市の地域の方々と防衛省・防衛局との関係で宜野湾市の皆様にプラスになることとして勉強会を計画したことなどのお話がありました。

続いて、高木調達部長は、沖縄防衛局が発注する建設工事の入札・契約方式については、平成 19 年度から原則一般競争入札

となり、また平成 20 年度からは価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式が導入されていることに触れ、入札に参加するために必要な書類の作成について、本日の勉強会を活用して理解を深めていただき、是非多くの企業の皆様が入札に参加して頂けることに期待していますと挨拶しました。

勉強会では、沖縄防衛局調達部が発注する建設工事の入札制度全般や一般競争参加資格確認申請書の提出に当たっての注意事項などについての説明等を行いました。

当日は、28 名の商工会会員の皆様や宜野湾市市民経済部等の担当部署からも参加をいただき、関心の高さが感じられるものとなりました。

当局としましては、今後とも関係団体等からのご要望がありましたら、出来るだけこのような機会を設け、説明させていただきたいと考えています。県内建設業の皆様には、これからも当局工事への積極的な入札参加に期待しております。



説明会の様子

平成 24 年度補正予算の工事発注に係る説明会について



説明会の様子

平成 25 年 2 月 26 日に成立した平成 24 年度補正予算は、日本経済再生に向けた緊急経済対策が盛り込まれ、その趣旨から迅速かつ着実な実行が重要であり、その効果が最短期間で国民に到達するよう調達の公正性を確保しつつ、予算の早期執行に努めることとしています。この中には、当局が発注する電気工事、機械（管）工事、通信（電気通信）工事等の建設工事予算も含まれており、手続きの透明性・公正性に配慮しつつ、入札契約手続きを短期間で行うため、平成 25 年 3 月 19 日（火）に、（社）沖縄県電気管工事業協会の会員の皆様に説明したものです。

説明会は、高木調達部長の開催目的の説明から始まり、調達部調達計画課及び設備課の担当者から補正予算の事業概要、発注方式等を、総務部契約課の担当者から入札公告・申請の契約スケジュール、申込書類記載の注意事項等について説明しました。

当日は、急な呼びかけにもかかわらず 49 社 66 名の会員の皆様に参加して頂きましたことに深く感謝申し上げます。

当局としましては、今後も説明会等、情報発信、意見交換の場を設け県内建設業界との意思疎通を図りたいと考えています。県内建設業の皆様には、これからも当局工事への積極的な入札参加に期待しております。



キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区) の跡地利用に関する協議会の開催



平成 25 年 4 月 5 日の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の発表を受け、西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進に資するため、4 月 26 日、宜野湾市、宜野湾市軍用地等地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局の 5 者による「キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区) の跡地利用に関する協議会」を設置し、第 1 回協議会が開催されました。

第 1 回協議会は、宜野湾市役所内において開催され、跡地利用に係る課題等について協議しました。

沖縄防衛局といたしましては、当協議会の場を通じ、宜野湾市や宜野湾市軍用地等地主会等のご意見を十分に伺いながら、西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進が図られるよう、最大限努力してまいります。



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。
連 絡 先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp